

待っています。

札幌市で家族と暮らすことのできない子どもは、約 700 人。
そのうち里親の下で暮らせる子どもは、4 割程度。

「家庭」を必要としている子どもたちに
あなたの力を分けてください。

札幌市では
「里親」を
募集しています。

さまざまな

「里親」のカタチ

養育里親

特に不足しています

養子縁組を目的とせずに、もとの家庭で生活できるようにするまでの一定期間養育する里親。原則として0歳~18歳までの子どもを預かります。

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親になることを前提とした里親。

このほか、専門的なケアを必要とする子どもを養育する「専門里親」や、祖父母などの親族による「親族里親」などがあります。

よくある質問

Q. 里親になるのに条件はありますか？

所定の研修を受けるなど一定の要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。

Q. 子育ての経験がなくても大丈夫？

大丈夫です。研修での知識取得はもちろん、不安な点は児童相談所の職員や里親支援専門相談員、里親サロンなどでご相談いただけます。

Q. 経済的な負担はどうなるの？

委託中は、医療費、教育費など子どもの養育に必要な経費が支給されます。※養育里親には、里親手当が支給されます。

Q. 困ったことがあった場合、どうすればいい？

児童相談所や支援機関、里親支援専門相談員、里親会など各機関と連携し、チーム一体となってサポートします。困った時の相談やサポート、養育に疲れた時に休息できる支援もあります。

あなたも、 里親になりませんか。

正しい理解とあたたかい愛情のもと、子育てをする役割を担っているのが「里親」です。里親としての活動では、子どもの成長をそばで見ることができる楽しみや喜び、大変さなど、子育てをしているからこそ得られる様々な経験をされている里親さんが多くいらっしゃいます。

札幌市では、児童相談所、里親支援センター、フォスタリング機関、里親会、里親支援専門相談員が連携し、里親さんをサポートしています。



「里親」になるためのステップ

step 1



相談・面接

お住まいのご住所に応じた下記のお問合せ先にご相談ください。詳しくご説明いたします。

step 2



研修

里親制度や子どもの権利擁護について数日間学びます。

step 3



家庭訪問

ご自宅に訪問して家庭環境などの確認をします。

step 4



審議会

外部有識者による会議を実施します。

step 5



登録

審査を経て里親登録となります。

まずは
話を聞きたいなど
総合窓口はこちら

札幌市児童相談所

札幌市中央区北7条西26丁目 TEL.011-622-8619
<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/satooya.html>



お問合せ先

中央区・豊平区・西区・手稲区にお住まいの方

社会福祉法人 常徳会
興正里親支援センター

札幌市豊平区中の島2条1丁目3-18
TEL.011-598-8352
<https://fostering.jp/>



白石区・厚別区・清田区・南区にお住まいの方

社会福祉法人 北翔会 札幌乳児院
札幌市フォスタリング機関 てくてく

札幌市白石区川北2254番地1
TEL. 011-351-0389
<https://hokushokai.com/infant-home/about/>



北区・東区にお住まいの方

社会福祉法人 麦の子会
むぎのこフォスタリング機関

札幌市東区北36条東9丁目1-1
TEL.011-776-6856
<http://www.muginoko.com/>

